

聖籠町精神障害者入院費助成に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月24日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第13号

聖籠町精神障害者入院費助成に関する規則の一部を改正する規則

聖籠町精神障害者入院費助成に関する規則(平成9年聖籠町規則第2号)の一部を次のように改正する。

第7条中「2万6,000円」を「2万円」に改める。

別記様式第2号中「26,000円」を「20,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の聖籠町精神障害者入院費助成に関する規則第7条の規定は、平成29年4月1日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。